

名古屋港管理組合公報

平成17年11月1日
(火曜日)
第362号

規則 次回

- 名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部
を改正する規則 1

規則

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する
規則を公布する。

平成十七年十一月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第十五号

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正
する規則

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則（昭和三十六年名
古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。
第三条を次のように改める。

第三条（使用願等の提出）

条例第三条及び条例第六条の規定により、係船岸壁
及び係船浮標の使用の許可を受けようとする者にあつては、
次に掲げる事項を記載した願書を、その他の施設の使用の
許可又は工作物その他の設備（以下「工作物等」という。）
の設置の許可を受けようとする者にあつては、様式第二号
から様式第二十号までによる願書を提出しなければならな
い。

一 外航又は内航の別

二 船舶の名称、種類及び国籍

三 船舶の総トン数、国際総トン数及び重量トン数

四 船舶の全長

五 信号符字

六 入港予定日時及び希望船底留場所

七 着岸予定日時及び離岸予定日時

八 入港、移動又は再入港の別

九 着岸舷側

十 接舷船の場合にあつては被接舷船名

十一 入港から出港までの最大喫水

十二 定期又は不定期の別及び定期の場合にあつては定期

十三 航路名

十四 仕出港、前港、次港及び仕向港

十五 陸揚貨物の品名及び数量並びに船積貨物の品名及び

数量

第二十一条中「港則法（昭和二十二年法律第百七十四号）

第四条の規定により港長に提出するものと同一」を「港湾法

施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十五条第二

項に規定する様式」に改める。

二 様式第一号を次のように改める。

三 様式第十二号を次のように改める。

四 様式第十三号を次のように改める。

様式第13号（第3条関係）

ひき船使用願

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

住 所

氏 名

印

次のとおり使用したいので許可してください。

【外航・内航】

係 留 施 設 名							
船 名 ・ 信 号 符 字 等							
総 ト ン 数							
船 种	コンテナ船・自動車専用船・油槽船・一般貨物船・旅客船・その他						
スラスターの有無	有	・	無	前	馬力	後	馬力
水先人乗船の有無	有	・	無				
利 用 日 時	入	港	開始 終了	月	日	時	分
	出	港	開始 終了	月	日	時	分
	そ の 他		開始 終了	月	日	時	分
ひ き 船 名							
船 舶 運 航 事 業 者	名称						
	国名又は都市名						
摘 要							受 付

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合